

伐採及び伐採後の造林の届出書に関する確認リスト

次の事項を確認のうえ、提出します。

- 森林所有者
 - 住所
 - 氏名
 - 電話番号
- 伐採する者(立木を伐採する権原を有する者)
 - 住所
 - 氏名
 - 電話番号
- 伐採後の造林をする者(造林する権原を有する者)
 - 住所
 - 氏名
 - 電話番号

No.	項目	確認内容	チェック
1	提出書類	次の書類が添付されているか <input type="checkbox"/> 添付資料が確認できる書類(必須) <input type="checkbox"/> 伐採区域を図示した書類(必須) <input type="checkbox"/> 土地所有者が確認できる書類(必須) <input type="checkbox"/> 森林境界が確認できる書類	
2	状況報告等	伐採後次の手続きが必要であることを理解している。 ・伐採の完了の日から30日以内に報告書を提出すること。 ・人工造林の場合、植栽完了の日から30日以内に報告書を提出すること。 ・天然更新の場合、天然更新完了の日から30日以内に報告書を提出すること。 ・伐採届の届出内容について変更が生じた場合は、速やかに市長に変更届を提出すること。	
3	森林所有者の確認	伐採届を提出する区域の森林所有者について、土地登記簿や地籍調査の結果等土地の所有形態が明らかになっている資料を基に地権者の特定作業を行っているか。 (森林計画図のみによる森林所有者の特定は不可)	
4	隣接所有者の確認 (森林所有者以外の伐採のみ)	隣接所有者と伐採の内容を説明するとともに境界を確認している。	
5	同意確認(一定以上の伐採の場合)	伐採区域の全体計画を説明している。(説明を受けている。)	
6	再造林(天然更新)を行う者は明らかになっているか	造林を行う者が明らかになっており、その者が再造林の実行責任又は天然更新が行われなかった場合の天然更新補助作業が必要だということを理解している。	
7	申請図面の取り扱い	提出された図面の範囲以外で伐採を行う場合は、別途伐採届が必要であることを理解している。	
8	三次市森林整備計画の遵守	伐採前に、三次市森林整備計画の伐採に関する事項を理解している。	